

レジデンシャル(舞踊)事業実施における特記事項

令和3年7・8月に開催されたレジデンシャル制度有識者会議での意見を踏まえ記載

1. 実施体制

(1) 3カンパニー制 + 活動の2部門制

- 3カンパニー制 (Noism 0・1・2) に加えて、活動を国際活動 (インターナショナル) 部門と地域活動 (ローカル) 部門の2部門制とする

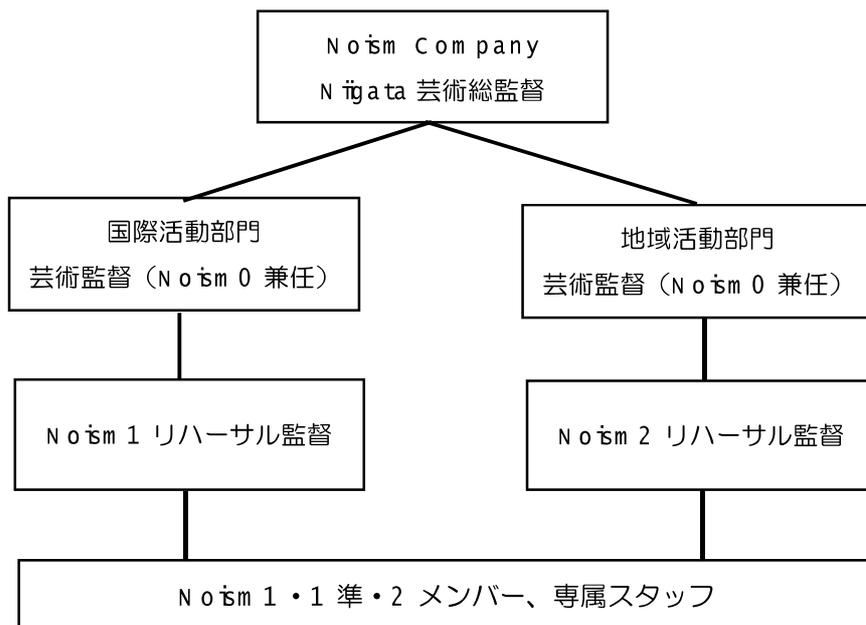
(2) 芸術監督、ダンサー等【人数】

- レジデンシャル芸術監督 (名称: Noism Company Nijata 芸術総監督) 【1: 金森穰】 ※ Noism Company Nijata 全体の芸術面の責任を担う
- 国際活動部門芸術監督【1: 井関佐和子】
※ 国際的視座に立った舞台芸術製作及びツアー公演等の芸術面の責任を担う (Noism 0及びNoism 1の事業企画)
- 地域活動部門芸術監督【1: 山田勇氣】
※ 市民向けクラスや学校公演、市内イベント参加等の地域貢献の芸術面の責任を担う (Noism 2の事業企画)
- Noism 1 リハーサル (稽古) 監督【1: 現在空席】
- Noism 2 リハーサル (稽古) 監督【1: 浅海侑加】
- Noism 0 メンバー【3: 上記の金森穰、井関佐和子、山田勇氣が兼任】
- Noism 1 メンバー【10 (最大)】 ・ Noism 1 準メンバー【3 (前後)】
- Noism 2 メンバー【15 (前後)】 ・ 専属スタッフ【5 (最大)】
※ Noism 1・1 準・2 メンバー、専属スタッフは、レジデンシャル芸術監督、国際活動部門芸術監督、地域活動部門芸術監督の芸術面における方針のもと「公演への出演」「ワークショップの講師」「制作業務」等を財団との契約に基づき担う (各人の間に雇用関係はない)。

(3) 財団 (館) の職員体制

- 舞踊企画課長【1】 ・ 舞台技術担当【1】 ・ 事務担当【1】
※ 財団の職員として「予算の執行管理」「館内他部署との連絡調整」「新潟市との連絡調整」「他館等外部との連絡調整」等を担う。

2. 1における実施体制図 ※ 財団と各人が個別に準委任契約を締結（各人の間に雇用関係はない）。



3. スタジオ B（稽古場）の利用

- 令和3年11月に、新潟市と(公財)新潟市芸術文化振興財団の間で締結したレジデンシャル制度についての覚書に基づき、年間2か月間を目途に開放（市民等への貸出可能）する。年間10か月間はレジデンシャル事業における占用期間

4. りゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館 Noism Company Niigata 旅費等規程

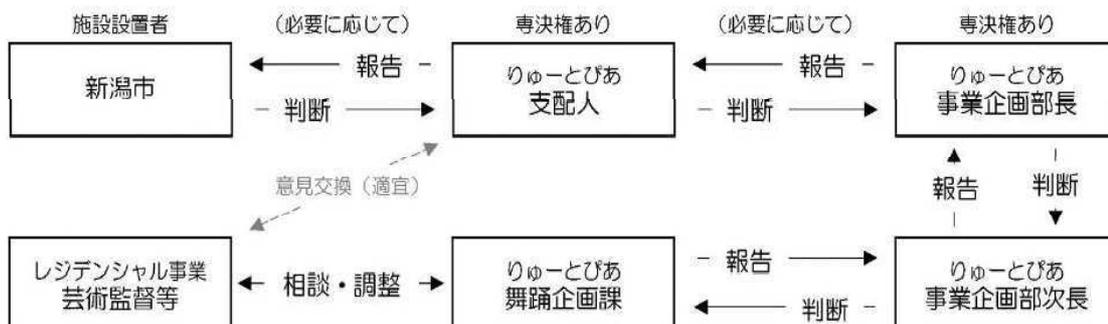
- 実施体制における「芸術監督、ダンサー、スタッフ等」が市外で公演等を行う際に財団が各人に支給する旅費等の基準を予め定め、その旨各人との契約書上に明記し支給額と支給条件を予め明らかにしておく。※ 最新は令和6年9月1日付のもの。

5. 無償ダンサーの公演等出演時報酬基準

- 上記「4. りゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館 Noism Company Niigata 旅費等規程」に含め定める。

6. レジデンシャル事業実施における意思決定プロセス

- 市、財団、レジデンシャル事業芸術監督等は下図を厳守する。



7. ファンドレイジング（資金調達）計画

- ・市補助金以外の外部資金獲得を通じて、レジデンシャル事業への理解と支援者の獲得を図る【R7 年度予算額：合計31,400千円】
 - ・文化庁補助金：劇場音楽堂等総合支援事業等【26,000千円】
 - ・Noism 活動支援金（団体）：100千円×15口【1,500千円】
 - ・同（個人）：10千円×300口【3,000千円】
 - ・Noism への寄付金（個人・法人）：3千円×300口【900千円】

8. ハラスメント対応の仕組み及び研修の実施

- ・財団の「ハラスメント防止に関する要綱」を準用するがNoism メンバー、スタッフ等が「財団と個別に準委任契約を締結（≠雇用関係）」しているという特殊性を踏まえ、加えて以下の対応を実施する。

【要綱で定めている事項】

- ・ハラスメントの定義
- ・ハラスメントの防止（所属長&職員の責務）
- ・苦情相談員（担当職員）の配置
- ・問題の解決（総務部長の責務）
- ・プライバシーの保護

【特殊性を踏まえて加える対応】

- ・苦情相談員は、レジデンシャル事業を担当する舞踊企画課を所管し特殊性を理解している事業企画部長及び同部長が指名する者とする
- ・苦情相談員は必ず性別の異なる2名以上とする
- ・苦情相談員が財団のハラスメント研修及び特殊性に応じた外部研修を受講のうえ講師役となり、Noism メンバー、スタッフ等へハラスメント防止研修を実施する
 - ※ 苦情相談員が支配人等と協議のうえ外部研修の講師を招聘することも可とする
- ・苦情相談員は予め「相談・通報対応の流れ」を作成しNoism メンバー、スタッフ等への研修の際に伝達する
- ・問題の解決は支配人の責務とし、必要に応じて財団顧問弁護士へ相談を行う

9. 評価制度（目標・アウトカム等指標・測定手法）

- ・令和3年11月に、新潟市と(公財)新潟市芸術文化振興財団の間で締結したレジデンシャル制度についての覚書に「市と、財団は本制度の目標の達成状況を測るために、レジデンシャル事業実施における芸術監督の意見を参考にアウトカム指標を定め、財団は1年ごとに自己評価を行った後、市及び外部有識者からの意見聴取を経て事業評価を行い、結果を公表する」との定めがあるため、これに基づき評価を行う。
 - ※本覚書に基づく評価を令和5・6年度に実施済み。令和7年度も同様に実施。